

お知らせ

ひとり親家庭の医療費を助成します



ひとり親家庭等医療費助成制度について

問合せ／子育て支援課 (979-8133)

令和3年分の所得税が非課税で、20歳未満の子を扶養している受給資格者が医療機関などで受診した際、医療費の自己負担額を助成します。

○受給資格者となる人

- ▶母子家庭の母とその子
 - ▶父子家庭の父とその子
 - ▶父母のいない子
- ※対象となる子は20歳未満の被保険者となっていない人

○申請に必要なもの

健康保険証(受給資格者全員分)、受給者名義の預金通帳、付加給付証明書(健康保険組合に加入の場合)
 ※1月2日以降に町に転入した人は、「マイナンバーのわかるもの」と「同意書」も必要です。

ひとり親家庭等医療費助成金受給者証をお持ちの人へ【更新案内】

現在お持ちの受給者証の有効期限は6月30日(木)です。7月からも引き続き助成を受けるには、更新の手続きが必要です。現在受給中の人には更新申請の通知を送付します。期限までに手続きをお願いします。

- 提出期限：6月13日(月)
- 申請に必要なもの：更新申請書、現在の受給者証、健康保険証(受給資格者全員分)、受給者名義の預金通帳
- 注意事項：所得がない場合も申告が必要なので、税務課へ申告をお願いします。その他追加書類が必要になることがあります。

お知らせ

1年間よろしくお祈りします



令和4年度各区の区長が決定

問合せ／企画財政課 (979-8101)

令和4年度の最初の区長会で次のように役員が決定したのでお知らせします。



会長
室伏 淳一
(平井)



副会長
仁菅 昭浩
(塚本)



副会長
中村 滋
(桑原)



副会長
岩城 隆徳
(畑)

地区	名前	地区	名前
仁田	うめばら かずとみ 梅原 一富	奴田場	たかはし のぼる 高橋 登
大土肥	あだち ゆきまさ 足立 行政	鬢之沢	なかがわ こういちろう 仲川 孝一郎
柏谷	せりざわ しょうじ 芹澤 昭二	細沢	さくらだ たかひろ 櫻田 宝弘
畑毛	たかはし のりゆき 高橋 憲行	八ツ溝	すわべ たかし 諏訪部 孝志
平井	むろふし じゆんいち 室伏 淳一	冷川	おおさわ よしあき 大澤 義明
丹那	みぞた しょうご 溝田 正吾	新幹線	まちの しゆんじ 町野 俊二
畑	いわき たかのり 岩城 隆徳	函南	えのもと ゆうじ 榎本 勇司
軽井沢	わたなべ ひろふみ 渡邊 博文	城山	かたいし としひろ 片石 敏廣
田代	わたなべ てつや 渡邊 哲也	柿沢台	なかやま けいすけ 中山 啓介
桑原	なかむら しげる 中村 滋	白道坂	ほそや こういち 細谷 孝一
大竹	しおや そうじ 塩谷 惣司	宝蔵台	いしい つねお 石井 恒男
上沢	とみた ちあき 富田 稚昭	パサディナ	まつもと かずひこ 松本 一彦
間宮	きどころ むねのり 木所 宗紀	鶴巻	よねやま やすひさ 米山 安久
塚本	ひとすが あきひろ 仁菅 昭浩	エンブルタウン	やまざき しんや 山崎 慎也
肥田	つるた ゆうじ 鶴田 祐治	エメラルド	かつば ふじお 勝葉 富士夫
日守	やまだ はるお 山田 春夫	ヒューマンヒルズ	おくやま ただのぶ 奥山 忠信
新田	すずき かつとし 鈴木 勝利	ダイヤモンド	やまぐち まさゆき 山口 雅之

児童手当・特例給付のご案内



児童手当・特例給付は、中学校修了前の子ども(満15歳以後の最初の3月31日までの子ども)を養育している人に支給します。

なお、6月(10月支給分)から児童手当の制度が一部変更になります。ご確認ください。

問合せ／子育て支援課 (979-8133)

○支給月額

- ▶児童手当(所得制限限度額未満の人)
 - ・3歳未満…1万5千円(一律)
 - ・3歳以上小学校修了前…1万円
 - ※第3子以降は1万5千円
 - ・中学生…1万円(一律)
- ▶特例給付(所得制限限度額以上の人)
 - ・中学校修了前の子ども…5千円(一律)

○支給月

6月、10月、令和5年2月

○手続きについて

- ▶子どもが生まれ、他の市町村から町に転入したときは、申請が必要です。15日以内に申請を行ってください。
- ▶児童手当・特例給付は、原則申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても、異動日の翌日から15日以内であれば、異動日の属する月の翌月分から支給されます。

令和4年度からの変更点

1 特例給付の支給に所得上限額が設けられます

児童を養育している人の所得が下の表の②以上の場合、手当は支給されません。
 ※手当が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要となりますので、ご注意ください。

(単位：万円)

扶養親族などの数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※手当の支給区分 ①未満→児童手当、①以上②未満→特例給付、②以上→支給対象外

2 現況届の提出が原則不要となります

毎年6月に行っていた現況届の提出が原則不要となります。現況届から受給者の現況を公簿などで確認することで、一部の人を除き現況届の提出を不要とします。提出が必要な人へのみ町から提出案内を送付します。
 ※令和3年以前の現況届を未提出の人は至急提出をお願いします。